

北里大学地域連携室運営委員会規程

平成 26 年 4 月 11 日制定

2020 年 7 月 3 日改正

(趣旨)

第 1 条 北里大学地域連携室（以下「地域連携室」という。）設置規程第 6 条に基づく運営委員会の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(構成)

第 2 条 運営委員会は、各号の者をもって構成する。

- (1) 地域連携室長（以下「室長」という。）
- (2) 地域連携室事務長（以下「事務長」という。）
- (3) 北里大学社会連携推進委員会委員長
- (4) 北里大学教育委員会委員長
- (5) 北里大学学生指導委員会委員長
- (6) その他地域連携室長が必要と認めた者

2 運営委員会は、室長が指名した関係教職員を陪席させ、その意見を聴くことができる。

3 運営委員会委員の任期は 2 年とし、地域連携室の構成員の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第 3 条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域連携室の運営方針に関すること。
- (2) 地域連携室の組織に関すること。
- (3) 地域連携室の事業に関すること。
- (4) 地域連携室の人事に関すること。
- (5) 地域連携室の諸規程の変更に関すること。
- (6) 学長が諮問した事項
- (7) その他地域連携室の管理運営に関する事項

(運営等)

第 4 条 運営委員会は、室長が招集する。

ただし、運営委員会構成員の 3 分の 2 以上の要求があったときは、室長は運営委員会を招集しなければならない。

2 運営委員会は、室長が議長となる。ただし、室長に事故あるときは、室長の指名する構成員が議長の職務を代行する。

3 運営委員会は必要に応じて開催する。

4 運営委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできな

い。

5 運営委員会の議事は出席した出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 運営委員会は非公開とする。

7 運営委員会の事務は、地域連携室事務室が担当する。

(議事録)

第5条 室長は、運営委員会の議事録を作成し、運営委員会の承認を得た上で保管する。

2 議事録の写しは、運営委員会の議を経て、定められた部門等に配付することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営委員会及び北里大学学部長会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の議事及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (北学総第2020-04048号)

1 この規程は、2020年7月3日から施行する。

2 前項にかかわらず、第2条第1項第3号の規定は、2020年4月1日から適用する。